

令和 7 年 3 月 7 日

木村 俊介 様

金融庁法令等遵守調査室

金融庁に提供いただいた情報について

貴殿から令和 7 年 3 月 6 日付けで金融庁の公益通報窓口にお送りいただいた情報については、金融庁法令等遵守調査室において、令和 7 年 3 月 6 日付けで受け付けましたので、その旨を通知いたします。

また、当室では、受け付けた情報について、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する「公益通報」の要件を満たしているか審査いたします。

これに当たり、郵送又はこのクリプト便のいずれかにより、以下の御連絡及び資料の御提出をお願いいたします。

なお、以下の点につきまして、あらかじめ御承知おきください。

- 貴殿から令和 7 年 3 月 6 日付けでいただいた情報に「違反していると思われる法律名 金融商品取引法・会社法・労働安全衛生法・金融庁ガイドライン（企業統治・コンプライアンス指針）」との記載がありますが、会社法（平成 17 年法律第 86 号）につきましては、当庁は「当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関」（公益通報者保護法第 2 条第 1 項柱書）には該当せず、正しい通報先は、次のリンク先のとおり、都道府県警察本部となります。
<https://koueki-search-result.caa.go.jp/prod/kensaku-sys?cgi=view&index=410>
- 貴殿から令和 7 年 3 月 6 日付けでいただいた情報に「違反していると思われる法律名 金融商品取引法・会社法・労働安全衛生法・金融庁ガイドライン（企業統治・コンプライアンス指針）」との記載がありますが、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）につきましては、当庁は「当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関」（公益通報者保護法第 2 条第 1 項柱書）には該当せず、正しい通報先は、次のリンク先のとおり、都道府県警察本部又は労働基準監督署となります。
<https://koueki-search-result.caa.go.jp/prod/kensaku-sys?cgi=view&index=241>
- 貴殿から令和 7 年 3 月 6 日付けでいただいた情報に「企業の取締役および経営陣が、労災隠しやパワハラ問題を組織的に放置し、これに関する内部告発を無視している。」との記載がありますが、次のリンク先のとおり、職場で行われたパワー・ハラスメントに係る通報は「公益通報」には該当いたしません。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/faq/faq_002#q2

- 今後、当室からは、貴殿から令和 7 年 3 月 6 日付けでいただいた情報に記載のあるメールアドレス（shukku9998@gmail.com）に連絡させていただきますので、御了承いただける場合はその旨を、その他のメールアドレスでの連絡を希望される場合は、当該メールアドレスを御連絡ください。なお、通報者保護の観点から、勤務先のメールアドレスには御連絡できませんので、お避けください。

- 貴殿が公益通報者保護法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる「労働者」に該当し、かつ、前田建設工業株式会社が同号に定める「当該労働者（略）を自ら使用」する「事業者」に該当することを証明する資料（例えば直近の給与明細書（貴殿の氏名及び「前田建設工業株式会社」という商号が明記されているものに限ります。）の写し）を御提出ください。

なお、直近の給与明細書の写しを御提出いただく場合、金額は黒く塗りつぶしていた

だいて結構です。

また、名刺を御提出いただきましても何の証明にもなりませんので、御提出をお控えください。

- 公益通報者保護法第3条第2号イに掲げる事項（公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所）が確認できる資料（例えば運転免許証（表面・裏面の両方）の写しや個人番号カード（表面のみ）の写し）を御提出ください。

なお、御如才無きことながら、個人番号カード（表面のみ）の写しを御提出いただく場合、個人番号が記載されている【裏面】の写しは【絶対に】提出しないでください。

- 貴殿から令和7年3月6日付けでいただいた情報に「金融商品取引法違反の疑い（虚偽記載・投資家への不適切な情報開示）」との記載がありますが、前田建設工業株式会社は2021年9月29日付けで「インフロニア・ホールディングスの完全子会社化」により上場廃止（<https://www.jpx.co.jp/listing/stocks/delisted/archives-04.html>）になっているところ、前田建設工業株式会社において「金融商品取引法違反の疑い（虚偽記載・投資家への不適切な情報開示）」が生じていたのは第77期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の第2四半期報告書までという理解でよろしいか御教示ください。

- 貴殿から令和7年3月6日付けでいただいた情報に「違反していると思われる法律名 金融商品取引法・会社法・労働安全衛生法・金融庁ガイドライン（企業統治・コンプライアンス指針）」との記載がありますが、該当するガイドラインが見当たらないところ、当該ガイドラインの正確な名称を御教示ください。（ひょっとすると「コーポレートガバナンス・コード」（<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.pdf>）のことでしょうか。）

<宛先>

郵送：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

金融庁法令等遵守監理官 宛て（「公益通報」と明記してください）

※ 資料を御提出いただく場合には、電子メールではなく、この「クリプト便」に添付して御返信いただければ幸いです。

（注意事項）

この連絡は、貴殿に御回答いただくことを義務付けるものではありません。しかしながら、御回答いただけない場合、及び令和7年3月14日までに何らかの御連絡をいただけない場合には、今回いただいた情報につきましては、当庁への情報提供であり、「公益通報」としての審査は希望されないものと判断し、当室から貴殿への連絡は控えさせていただきますので御了承ください。

なお、情報提供として取り扱う場合にも、今回いただいた情報につきましては、関係

各部署へ情報提供を行う等、今後の金融行政に活用させていただきます。

(御参考)

- (1) 公益通報者保護制度に関しては、消費者庁が「公益通報者保護制度ウェブサイト」を開設しておりますので、御参照ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/

- (2) 行政機関の職員は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）等の規定により、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとされており、通報者の秘密は守られます。また、通報者の氏名など個人情報についても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき保護されることとなります。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/faq/faq_004#q10

※ 本文書は、受取人のための特別な情報を含んでおります。貴殿が発信者の意図された受取人ではない場合には、ここに含まれる情報の印刷、複写はお控えください。この場合、直ちに発信者に御連絡の上、内容を全て破棄していただきますようお願い申し上げます。なお、ここに含まれるいかなる情報も、流布、転用を禁止します。